

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第 次補正予算)

(国土交通省)

事業名	木のまち・木のいえ整備促進事業		担当部局庁	住宅局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	H23		担当課室	住宅生産課木造住宅振興室		室長 加古 貴一郎		
会計区分	一般会計		施策名	11 住宅・市街地の防災性を向上する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	—		関係する計画、通知等	木のまち・木のいえ整備促進事業補助金交付要綱				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災の被災地における、中小住宅生産者により供給される地域材等を活用した木造の長期優良住宅の建設に対する補助を実施することにより、被災者の恒久的な住まいの確保の支援や、住宅生産や林業に関わる地域産業の復興・活性化を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	「木のまち・木のいえ整備促進事業」のうち、東日本大震災により被災した県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県)における、中小住宅生産者により供給される地域材等を活用した木造の長期優良住宅の整備に対して補助を行う「木のいえ整備促進事業」を実施する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	9,000	-	-	5,000	14,000			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(32年度)				
新築住宅における認定長期優良住宅の割合	%	-	20					
単位当たりコスト	(23年度当初予算 約1,080,000円/件) 約1,080,000 (円/件)			算出根拠	23年度予算額のうち、「木のいえ整備促進事業」にかかる予算額12,000百万円を補助対象となる住宅の見込み戸数11,100件で除して算出。			
事業所管部局による点検								
項目				内容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「復興への提言」や「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された、被災者の雇用確保や住宅等への地域材等の利用推進に資するものである。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				東日本大震災においては、約32万棟に及ぶ住宅被害があり、今後、被災地において復興に係る住宅の建設が相当数見込まれるところであり、被災者の自立再建を後押しするためにも本事業による支援が必要である。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				本事業は、一定水準・要件を満たす住宅の建設工事費の一部について直接的に支援するものであり、被災者の恒久的な住まいの確保や、さらにはそれと同時に、質の高い長期優良住宅の供給促進及び地域材等の利用推進が図られ、地域産業の復興・活性化に多大な効果を有する。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				平均的な戸建住宅の建設工事費は約2,000万円であるが、本事業の単位当たりコスト約108万円/件の国費投入により、さらに高い経済効果を有する質の高い長期優良住宅の建設が図られる。また、本事業に関する事務手続き等を専門的に担う事務事業者を公募によって選定することにより、事業を効率的に実施することとしている。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				本事業は、6県にまたがる被災地全域の復興・活性化を図るため、地域の住宅生産や林業に関わる事業者を広く支援・誘導するものであることから、国が行うべきものである。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				住生活基本計画等に基づき、他の住宅施策関連事業との重複等が生じないよう整合を取りつつ、新築住宅における認定長期優良住宅の普及促進に向けて計画的に取り組むものである。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになってきているか。				本事業に関しては、これまでの取組を通じ、事業の事務手続き等の方法が確立しており、当該事務手続きを行う事務事業者を速やかに公募・選定する準備を整えている。また、公募により補助対象者を選定するとともに、当該選定手続き及び補助対象者に求める手続きについて、明確に取り決めることとする。さらに、国は事務事業者より事業の進捗状況等について定期的に報告を受け、適切な執行管理を行うこととする。				

- 注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。
- 注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × × (円/))」などと記入すること。
- 注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。